

農薬 6 品目 (4-アミノピリジン等) (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入前に設定された残留基準及びポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006 年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）の基準値などを参考として暫定的に残留基準を定めた。暫定基準については、基準値を参照した海外主要国等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 9 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、6 品目において国内の登録がないもの、暫定基準を設定する際に参考とした国において基準値が削除されているもの等、現状に則していないことが確認できた。

2. 概要

	品目名	英名	主な用途
1	4-アミノピリジン	4-Aminopyridine	農薬・鳥類忌避剤
2	クロロベンジレート	Chlorobenzilate	農薬・ダニ駆除剤
3	ジノセブ	Dinoseb	農薬・除草剤
4	チオメトン	Thiometon	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
5	チフェンスルフロン	Thifensulfuron	農薬・除草剤
6	トリクロロ酢酸ナトリウム塩 (TCA)	Sodium TCA	農薬・除草剤

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた6品目に係る食品健康影響評価において、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の6品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該6品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該6品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該6品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

4. 諸外国における状況

国際基準は設定されていない。

海外主要国について調査した結果は、a)基準値が設定されていない、b)分析法の定量下限値を残留基準としている、c)定量下限以外の基準が設定されている、であった。a)～c)の状況については別紙1を参照。

5. 基準値案

別紙2-1から別紙2-6のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

調査の結果、これらの6品目については、国内の登録がない又は失効しており、今後も申請される予定がないこと、国外において一部の食品に残留基準が設定されているが、農薬登録がされていないことや、登録はあるものの対象食品が対日輸出されていないこと、JMPRにおける毒性評価がされている成分はあるもののコーデックス基準もなく、設定も見込めないこと等が確認できた。また、過去5年間の輸入時検査においても、食品衛生法違反はなく検出事例もなかった。これらを踏まえ、国内において当該6品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低く、基準値を削除しても支障はないと判断出来ることから、基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

なお、これらの6品目については一律基準の0.01 ppmが適用されることになる。

(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留基準告示
平成27年 8月31日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に
係る食品健康影響評価について要請
平成27年 9月 8日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評
価について回答
平成27年12月 4日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成27年12月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
○大野 泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 瞳子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒物学分野教授
鶴渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○ : 部会長)

海外主要国における残留基準等設定状況

	品目名	英名	主な用途	残留基準等設定状況(海外主要国)			
				a)基準が設定されていないもの	b)分析法の定量下限を基準値としているもの	c)定量下限以外の基準値が設定されているものの	基準値
1	4-アミノピリジン	4-AMINOPYRIDINE	農薬 鳥類忌避剤	○			
2	クロロベンジレート	CHLOROBENZILATE	農薬 ダニ駆除剤		○		EU:定量下限値
3	ジノセブ	DINOSEB	農薬 除草剤		○		EU:定量下限値
4	チオメトン	THIOMETON	農薬 殺虫剤・ダニ駆除剤		○	○	豪州:穀類、果実等1ppm、畜産物等は定量下限値
5	チフェンスルフロン	THIFENSULFURON	農薬 除草剤		○	○	豪州:乳0.01ppm、他は定量下限値 チフェンスルフロンはチフェンスルフロンメチル*を指すことを確認。
6	トリクロロ酢酸ナトリウム塩 (TCA)	SODIUM TCA	農薬 除草剤			○	カナダ:大麦、エンバク0.5ppm

*チフェンスルフロンメチルについては食品安全委員会で評価中。
日本、豪州及びEU等で登録されている。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうろこし		0.4				
ひまわりの種子		0.4				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.10				
大豆		0.10				
小豆類		0.10				
えんどう		0.10				
そら豆		0.10				
らっかせい		0.10				
その他の豆類		0.10				
ばれいしょ		0.10				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.10				
かんしょ		0.10				
やまいも(長いもをいう。)		0.10				
こんにゃくいも		0.10				
その他のいも類		0.10				
てんさい		0.10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.10				
かぶ類の根		0.10				
かぶ類の葉		0.10				
西洋わさび		0.10				
クレソン		0.10				
はくさい		0.10				
キャベツ		0.10				
芽キャベツ		0.10				
ケール		0.10				
こまつな		0.10				
きょうな		0.10				
チングンサイ		0.10				
カリフラワー		0.10				
ブロッコリー		0.10				
その他のあぶらな科野菜		0.10				
ごぼう		0.10				
サルシフィー		0.10				
アーティチョーク		0.10				
チコリ		0.10				
エンダイン		0.10				
しゅんぎく		0.10				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.10				
その他のきく科野菜		0.10				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		(0.02)				
しろうり		(0.02)				
すいか		(0.10)				
メロン類果実		(0.10)				
まくわうり		(0.10)				
その他のうり科野菜		(0.10)				
ほうれんそう		(0.10)				
たけのこ		(0.10)				
オクラ		(0.02)				
しょうが		(0.10)				
未成熟えんどう		(0.10)				
未成熟いんげん		(0.10)				
えだまめ		(0.10)				
マッシュルーム		(0.02)				
しいたけ		(0.02)				
その他のきのこ類		(0.02)				
その他の野菜		(0.10)				
みかん		5.0				
なつみかんの果実全体		5.0				
レモン		5.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5.0				
グレープフルーツ		5.0				
ライム		5.0				
その他のかんきつ類果実		5.0				
りんご		(0.10)				
日本なし		(0.10)				
西洋なし		(0.10)				
マルメロ		(0.10)				
びわ		(0.10)				
もも		(0.10)				
ネクタリン		(0.10)				
あんず(アプリコットを含む。)		(0.10)				
すもも(ブルーンを含む。)		(0.10)				
うめ		(0.10)				
おうとう(チェリーを含む。)		(0.10)				
いちご		(0.02)				
ラズベリー		(0.02)				
ブラックベリー		(0.02)				
ブルーベリー		(0.02)				
クランベリー		(0.02)				
ハックルベリー		(0.02)				
その他のベリー類果実		(0.02)				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
アボカド		0.02				
パインアップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.02				
ぐり		0.02				
ペカン		0.49				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0				
牛の肝臓		0				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0				
牛の腎臓		0				
豚の腎臓		0				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0				
牛の食用部分		0				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0				
乳		0.1				
鶏の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				
その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵		0.1				
その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		(0.10)				
小麦		(0.10)				
大麦		(0.10)				
ライ麦		(0.10)				
とうもろこし		(0.01)				
そば		(0.10)				
その他の穀類		(0.10)				
大豆		(0.01)				
小豆類		(0.05)				
えんどう		(0.05)				
そら豆		(0.05)				
らっかせい		(0.05)				
その他の豆類		(0.05)				
ばれいしょ		(0.05)				
さといも類(やつがしらを含む。)		(0.05)				
かんしょ		(0.10)				
やまいも(長いもをいう。)		(0.05)				
こんにゃくいも		(0.10)				
その他のいも類		(0.05)				
てんさい		(0.10)				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		(0.05)				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		(0.05)				
かぶ類の根		(0.10)				
かぶ類の葉		(0.10)				
西洋わさび		(0.05)				
クレソン		(0.05)				
はくさい		(0.05)				
キャベツ		(0.10)				
芽キャベツ		(0.05)				
ケール		(0.05)				
こまつな		(0.05)				
きょうな		(0.05)				
チングンサイ		(0.05)				
カリフラワー		(0.10)				
ブロッコリー		(0.05)				
その他のあぶらな科野菜		(0.10)				
ごぼう		(0.05)				
サルシフィー		(0.05)				
アーティチョーク		(0.05)				
チコリ		(0.05)				
エンダイブ		(0.05)				
しゅんぎく		(0.05)				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		(0.05)				
その他のきく科野菜		(0.05)				
たまねぎ		(0.05)				
ねぎ(リーキを含む。)		(0.05)				
にんにく		(0.05)				
にら		(0.05)				
アスパラガス		(0.05)				
わけぎ		(0.05)				
その他のゆり科野菜		(0.05)				
にんじん		(0.05)				
ペースニップ		(0.05)				
パセリ		(0.05)				
セロリ		(0.05)				
みつば		(0.05)				
その他のせり科野菜		(0.05)				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろとうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.10				
たけのこ		0.15				
オクラ		0.15				
しょうが		0.15				
未成熟えんどう		0.15				
未成熟いんげん		0.20				
えだまめ		0.15				
マッシュルーム		0.10				
しいたけ		0.10				
その他のきのこ類		0.10				
その他の野菜		0.10				
みかん		0.15				
なつみかんの果実全体		0.15				
レモン		0.10				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.10				
グレープフルーツ		0.10				
ライム		0.10				
その他のかんきつ類果実		0.10				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハツクリベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パインアップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		(0.01)				
なつめやし		(0.01)				
その他の果実		(1.0)				
ひまわりの種子		(1.0)				
ごまの種子		(0.005)				
べにばなの種子		(0.02)				
綿実		(2.0)				
なたね		(0.05)				
その他のオイルシード		(4.0)				
ぎんなん		(0.01)				
くり		(0.01)				
ペカン		(0.05)				
アーモンド		(0.01)				
くるみ		(0.01)				
その他のナッツ類		(0.01)				
茶		(0.1)				
ホップ		(0.1)				
その他のスパイス		(0.01)				
その他のハーブ		(0.01)				
牛の筋肉		(0.1)				
豚の筋肉		(0.1)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		(0.1)				
牛の脂肪		(0.1)				
豚の脂肪		(0.1)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		(0.1)				
牛の肝臓		(0.1)				
豚の肝臓		(0.1)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		(0.1)				
牛の腎臓		(0.1)				
豚の腎臓		(0.1)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		(0.1)				
牛の食用部分		(0.1)				
豚の食用部分		(0.1)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		(0.1)				
乳		(0.1)				
鶏の筋肉		(0.1)				
その他の家きんの筋肉		(0.01)				
鶏の脂肪		(0.01)				
その他の家きんの脂肪		(0.01)				
鶏の肝臓		(0.01)				
その他の家きんの肝臓		(0.01)				
鶏の腎臓		(0.01)				
その他の家きんの腎臓		(0.01)				
鶏の食用部分		(0.01)				
その他の家きんの食用部分		(0.01)				
鶏の卵		(0.01)				
その他の家きんの卵		(0.01)				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.10				
かぶ類の根		0.10				
かぶ類の葉		0.10				
西洋わさび		0.10				
クレソン		0.10				
はくさい		0.10				
キャベツ		0.10				
芽キャベツ		0.10				
ケール		0.10				
こまつな		0.10				
きょうな		0.10				
チングンサイ		0.10				
カリフラワー		0.20				
ブロッコリー		0.20				
その他のあぶらな科野菜		0.10				
ごぼう		0.10				
サルシフィー		0.10				
アーティチョーク		0.10				
チコリ		0.10				
エンダイブ		0.10				
しゅんぎく		0.10				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.10				
その他のきく科野菜		0.10				
たまねぎ		0.10				
ねぎ(リーキを含む。)		0.10				
にんにく		0.10				
にら		0.10				
アスパラガス		0.10				
わけぎ		0.10				
その他のゆり科野菜		0.10				
にんじん		0.10				
パースニップ		0.10				
パセリ		0.10				
セロリ		0.10				
みつば		0.10				
その他のせり科野菜		0.10				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		0.10				
ピーマン		0.10				
なす		0.30				
その他のなす科野菜		0.10				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.30				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.10				
しろうり		0.10				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.10				
ほうれんそう		0.10				
たけのこ		0.10				
オクラ		0.10				
しようが		0.10				
未成熟えんどう		0.10				
未成熟いんげん		0.10				
えだまめ		0.10				
マッシュルーム		0.10				
しいたけ		0.10				
その他のきのこ類		0.10				
その他の野菜		0.10				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
きんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
ホップ		0.20				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		(0.05)				
豚の筋肉		(0.05)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		(0.05)				
牛の脂肪		(0.05)				
豚の脂肪		(0.05)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		(0.05)				
牛の肝臓		(0.05)				
豚の肝臓		(0.05)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		(0.05)				
牛の腎臓		(0.05)				
豚の腎臓		(0.05)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		(0.05)				
牛の食用部分		(0.05)				
豚の食用部分		(0.05)				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		(0.05)				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
てんさい		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
その他のスパイス		0.1				
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦 その他の穀類	-	0.5 0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申（案）

4-アミノピリジン、クロロベンジレート、ジノセブ、チオメトン、チフェンスルフロン及びトリクロロ酢酸ナトリウム塩については食品中の残留基準を設定しないことが妥当である。

